

審 査 基 準

審 査 項 目
【1. 市民の平等な利用の確保】
(1) 一部の利用者に対する不当な利用制限はないか
(2) 一部の利用者を不当に優遇していないか
(3) その他(市民スポーツの普及奨励、市内のスポーツ団体の発展に関して適正か)
【2. 公の施設の効用の発揮と効率的な管理】
(1) 利用者に対するサービスの向上
(ア) 利用者にとって利便性が高まっているか
(イ) 利用者からの要望に対し柔軟に対応できる体制となっているか
(ウ) 平等利用等の確保は図られているか
(エ) その他(管理施設の清掃、点検等の業務計画は適正か)
(2) 施設の効果的な活用
(ア) 施設の質を維持又は向上させるものであるか
(イ) 施設の利用を促進させる方策がとられているか
(ウ) 利用料金等の考え方は妥当か
(エ) その他(自主事業の実施計画と収支の内訳は適正に計画されているか。)
(3) 管理経費の縮減
(ア) 管理経費の縮減が図られているか
(イ) 管理経費の縮減に対し事業者の創意工夫がみられるか
(ウ) 管理経費の縮減が利用サービスの低下を招いていないか
(エ) その他(事業計画書は適正に計画されているか)
【3. 管理を安定して行う人的能力及び物的能力】
(1) 管理運営体制
(ア) 住民サービスを向上させるための十分な体制となっているか
(イ) 施設の運営に必要な資格等は確保されているか
(ウ) 災害等緊急時における対応できる体制はできているか
(エ) その他(適正な実績報告を行う体制はできているか)
(2) 経営の健全性・安定性
(ア) 経営状況に問題はないか
(イ) 同様な施設の管理実績はあるか
(ウ) 財務状況に問題はないか
【4. 個人情報の適正な取扱】
(1) 個人情報保護体制とそのチェックは適正か